## 4. 河川情報の提供,地域や関係機関との連携等に関する事項

### (1) 河川にかかる調査・研究等の推進

- ・ 河川に水位観測所を設置するとともに継続的な水文観測を行い,データを蓄積して河川管 理及び河川整備に役立てます。
- 流域をめぐる社会環境など、社会的側面からの調査・研究に努めます。
- ・ 多自然型川づくりに関する動植物の生息・生育環境の調査・研究を関係機関の協力を得ながら推進し、技術的手法の確立に努めます。また、様々な調査・研究の成果は、関係各所において有効利用が図れるよう努めます。

#### (2) 河川情報の提供

- ・ 河川事業で整備された水辺の施設等をインターネット等で紹介するとともに,河川に関する自由な意見をお聞きします。また,パンフレットや各種イベント等で河川事業や施策を PRU,理解を得るように努めます。
- ・ 災害による被害の軽減を図るため,広島県水防テレメータシステムにより,県内一円に配置した観測局で雨量・水位やダム諸量などのデータをリアルタイムで収集し,表示・記録を行うとともに,これらデータを管理し,水防警報など必要な対策・支援を迅速に行います。また,広島県防災情報システムを活用し,市町村をはじめ広く県民の方々にも情報を提供します。

### (3) 地域や関係機関との連携

- ・ 治水,河川利用及び景観等の河川環境上の適正な河川管理を図ることに支障が生じる場合は,関係機関と連携して対応します。
- ・ 治水上影響を及ぼす開発行為については,必要に応じて流出抑制対策等を事業者に指導 します。
- ・ 超過洪水発生時にはそれに対応するため,広島県防災情報システムを有効に活用した関係機関や沿川住民への情報伝達,警戒避難体制等の強化に努めます。
- ・ 河川の正常な機能を維持するため,適正な水利用が行なわれるよう関係機関等との調整 を行います。
- ・ 渇水時には関係機関と連携し,節水等の広報活動や円滑な渇水調整に努めます。
- ・ 良好な河川環境を維持するため、許可工作物の新設や改築にあたっては、施設管理者に対して治水上の影響等を考慮の上、環境の保全にも配慮するよう指導します。
- ・ 河川の水質改善については,下水道の整備や水質悪化が懸念される大規模開発時の対応, 更には生活排水対策などを関係機関や地元住民と連携を図りながらその対策に努めます。
- ・ 油の流出など水質事故が発生した時は,事故の状況把握,関係機関への連絡,河川や水質の監視,事故処理等について,原因者及び関係機関と協力して行います。
- ・ 存在感のある川づくりを図るため,地域のまちづくりと調整し,地域住民や関係機関等との連携を強化します。
- ・ 親しめる川づくりを進めるため,地域住民の河川への関心が高まるような広報活動等に 努めます。また,草刈りなどの河川愛護活動の支援等も行います。
- ・ 水源かん養等の役割を担う山林などの自然環境の保全について,関係機関に働きかけを行います。

# 策定日及び告示日

策定日	平成 15 年 11 月 4 日
告示日	平成 15 年 12 月 4 日

「本書に掲載した下表の地図は,国土地理院長の承認を得て,同院発行2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平15中複 第197号)」

ページ	図 番	タイトル
3	図-1.1	永慶寺川流域概要図
5	図-1.2	既往洪水被害状況図
7	図-1.3	永慶寺川下浜地点における水質(BOD75%値)の推移状況図
10	図-3.1	施行場所位置図